

# PCSA アクションレポート（法律問題研究部会）

平成 30 年 9 月版

## 第 180 回法律問題研究部会

開催日時 平成 30 年 9 月 29 日（土） 午後 1 時～午後 4 時

開催場所 PCSA 会議室

出席人数 部員 14 名、賛助部員 2 名、合計 16 名

出席者 <リーダー>

荒田 政雄 夢コーポレーション株式会社 監査役

<サブリーダー>

八重樫 浩輝 株式会社合田観光商事 執行役員 業務推進部 部長

<部員>

辻 良樹 株式会社ダイナムジャパンホールディングス 法務グループ グループ長

玄 昌起 株式会社ダイナム 営業推進部 業務担当

佐久間 仁 株式会社ニラク 法務部 部長代理

武田 裕明 株式会社ニラク 法務部

住谷 一真 夢コーポレーション株式会社 運営推進部 部長

吉田 一雄 株式会社TRY & TRUST 監査

若林 昇 株式会社キョウサン 営業部

清水 文在 株式会社セントラル伸光 常務

武内 好努 アメニティーズグループ（株式会社パンドラ） 営業支援部 兼 監査室 課長

小林 正俊 アメニティーズグループ（株式会社パンドラ） 営業支援部 係長

志方 崇 株式会社チアエンタープライズ 専務執行役員

西里 実 株式会社三永 経営戦略室 室長

<賛助部員>

前川 竹志 株式会社インターコスモス 取締役本部長

### 1) 依存問題対策プロジェクトチーム 報告

ある依存問題に関するセミナーにおいて「良いパチンコ」という肯定的な見方での意見交換について情報を共有した。そのセミナーには、依存問題対策プロジェクトチームの武田メンバー、法律問題研究部会の小林部員が登壇者として参加した。また、カジノ（IR）を誘致している大阪で開催された依存対策のセミナーにRSN 西村直之先生が登壇した記事内容を共有した。また、21 世紀会の RSN 関連の決議、報告事項の共有と安心パチンコ・パチスロアドバイザー講習会の改善点について検討した。また、各社の依存対策に関する従業員教育の進捗状況を共有した。今後は、認定 NPO 法人ワンダーポート（以降、ワンダーポート）の方向性を是非学びたいと考え、勉強会の開催を検討している。

### 2) 法律ハンドブック 2018 について

第 1 版での修正事項について事務局から報告があった。また、18 歳未満の就業について誤解を招きかねない文言について修正すべきか検討した。

### 3) 第 66 回 PCSA 公開経営勉強会 法律ハンドブック 2018 について

11 月 15 日（木）開催の第 66 回 PCSA 公開経営勉強会にて法律ハンドブック 2018 をテーマとした第 2 弾のパネルディスカッション開催が理事会にて承認された。そこで、当部会において勉強会の構成内容のアイデアを討議検討した。この後は、前回勉強会に登壇した荒田政雄リーダー、生島靖也部員、佐久間仁部員、事務局間で内容を検討。更に三堀清弁護士（PCSA アドバイザー）、藤田宏 PCSA アドバイザーも含めた構成を検討することとなった。

### 4) 北海道胆振東部地震 情報共有

北海道胆振東部地震について、被災地に店舗のある企業から、被災当時の状況や対応について報告された。その中には、景品の飲料や食料を周辺住民に放出した事例や被災後何日で営業を再開したかなどの情報も含まれていた。また、経産省からの節電要請に対応するための輪番店休実施について、現地での状況、現在どういった状況なのかが報告された。また、これに付随して北海道に設置されている多くのデータセンターの電力供給についても情報を共有した。

### 5) 業界団体報告

#### 1. 21 世紀会 2018 年 9 月 18 日開催

##### <決議事項>

1. 夜間対応（日本橋）の費用支払いについて
2. 「第三者委員会設立準備委員会」の構成について

##### <報告・協議>

1. RSN 相談体制の翁本体への統合について

##### <報告事項>

1. 21 世紀会における 2018 年度において既に支払った依存問題対策費について
2. 今後精算する出向社員関連費用について
3. 「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」講習会の開催状況について
4. RSN の賛助会員の現状について

依存対策に関する決議報告について情報を共有、部員からは、RSN への出向社員の継続期間について質問が出された。

#### 2. ベンチマーク制度について

<概要> 現在、省エネ法により一定規模以上（原油換算、年間 1500kl 使用）の事業者は「特定事業者」となり、毎年省エネの取り組みを報告する義務がある。評価基準として年平均 1%の削減を求めているが、長年にわたり 1%を削減し続けるのは困難になっていたため、別の評価基準として「ベンチマーク制度」が作られ、産業部門を中心に導入されてきた。これは、業界ごとの「ベンチマーク指標」を設け、上位 15%の事業者にも高い評価を与えるというもの。評価は SABCZ とあり、S 評価だと省エネ補助金の評価対象となる。1%削減ができていなくても「ベンチマーク指標」の高い事業者も S 評価になるというもの。経済産業省では、この「ベンチマーク制度」をパチンコホール業にも導入を決め、「ベンチマーク指標」策定のためにホール 5 団体に協力を求めているところであり、PCSA も参加している。

部員からは、設置している遊技台の消費電力が年々増加しており、メーカーサイドにも遊技機の消費電力削減を求めるべきではという意見が出た。

### 3. 健康増進法について

6月末に東京都の受動喫煙防止条例可決、7月18日に改正健康増進法が参議院本会議で可決・成立した。これに伴いパチンコホールは全国一律に原則屋内禁煙（喫煙専用室設置可）になるが、未対応のホールがほとんどを占めている。しかしながら、現在は未だに具体的な喫煙室の法的な設置条件が決定されていない為、具体的な計画、予算が立てられない状況にある。部員からは、来年の夏までに工事を完了させなくてはならないと認識しており、それ以降は検査などを受けることができなくなる公算が高いとの意見が出た。また営業面積の変更によって申請に要する日数も考慮しなければならないと述べられた

## 6) 第2保通協 GKI について

国家公安委員会が「風俗営業の規制及び業務の適正化に関する法律第二十条第五項に規定する指定試験機関を指定する規則」の一部改正を発表、その中で遊技機の型式試験機関として荒田 政雄に一般社団法人 GKI Japan が指定を受けたことが分かった。

部員からは、外資系の資金が背景にあると見られカジノ（IR）と関係がある、または遊技台をここに持ち込んで試験を受けられるのか不明だという情報を共有した。

## 7) パチンコ六法全書「広告規制の変遷について」 三堀清弁護士

風適法の広告宣伝規制は、昭和 60 年改正で条文化されたがホールへの適用の余地は少ないと解釈されていた。その規制の網を警察庁がホールにも拡大したのが平成 13 年 9 月の解釈運用基準。以後、徐々にその規制を強化してきた。警察庁の広告宣伝規制の歩みは射幸心を抑制するという点で一貫しており、依存症対策の強化に世間の注目がますます集まるであろう中「緩められることはない」と考えるのが妥当、と記事で述べられている。

部員からは、各地での芸能人招致やイベントライターへ規制、SNS を活用した広告宣伝で注意すべき点などについて情報が出され共有した。

## 8) 次回開催

平成 30 年 10 月 27 日（土）

午後 1 時～4 時

PCSA 会議室にて

以上